

現物配当の受取側における会計処理の検討

会計監理部 公認会計士 安原明弘

I はじめに

会社法第454条第1項第1号により現物配当を行えることが明確になり、また平成22年度税制改正により適格現物分配の制度が設けられたことから、現物配当を行う事例が散見されるようになりました。

本稿では、現物配当を受け取る企業の会計処理について検討します。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをお断りします。

II 現物配当の受取側の会計処理

1. 基本的な考え方

「事業分離等に関する会計基準」(以下、事業分離会計基準)第143項及び144項では、現物配当を受けた株主の会計処理は、交換等の一般的な会計処理の考え方に準じて、原則として、これまで保有していた株式が実質的に引き換えられたものと見なし、被結合企業の株主に係る会計処理に準じて行うことを定めています。また、投資先の株式と明らかに異なる資産を現物配当で受け取る場合には、投資が清算されたものとして、受け取った部分に係る株式の適正な帳簿価額との差額を損益として認識することを定めています(＜表1＞参照)。

2. 当初から現金以外の財産での分配が期待されている場合

例えば、投資先の保有資産を取得する目的で投資し、当該資産の現物配当で投資を回収する場合などが考えられます。このような場合、現物配当で受け取る資産は、これまで保有していた株式が実質的に引き換えられたものと見なし、直前の株式の帳簿価額を合理的な方法により按分して算定され、損益は生じません。

3. 投資後に生じた利益の分配など投資が継続していると見なされる中で当該投資の成果として現物配当が行われる場合

例えば、売買目的有価証券について投資後に獲得した利益剰余金を源泉として現物配当が行われる場合などが考えられます。

このような場合、現物配当で受け入れる資産は時価で計上され、受取配当金が計上されます。

4. 子会社から孫会社株式が現物配当される場合

子会社を通じた孫会社への間接投資が直接投資になるだけなので、これまで保有していた子会社株式の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものと見なし、算定された金額で孫会社株式を計上し、交換損益を認識しないことが考えられます。

▶表1 投資先の株式と明らかに異なる資産を現物配当で受け取る場合

現物配当側	受入資産の計上額 (借方計上額)	貸方の科目と計上額	差額
子会社	共通支配下の取引として現物配当側の適正な帳簿価額で計上	科目：関係会社株式、投資有価証券 計上額：これまで保有していた株式が実質的に引き換えられたものと見なし、直前の株式の帳簿価額を合理的な方法により按分して算定	損益
子会社以外	時価		

▶表2

※ 現物配当を受け取る株主から見た属性

分割会社の属性*	承継会社の属性*	承継会社株式の計上額及び交換損益の認識
子会社・関連会社	子会社・関連会社	減少させる分割会社株式の帳簿価額で承継会社株式を計上し、交換損益は認識しない
その他有価証券	その他有価証券	
子会社・関連会社	その他有価証券	承継会社株式は時価で計上し、交換損益を認識する

▶設例 【前提】

- A社におけるB社株式の簿価1,000
- B社は簿価100（時価200、5②の場合は簿価も200）の資産について利益剰余金を源泉として現物配当
- B社の簿価純資産は2,000（時価純資産は4,000）
- B社株式の簿価の按分方法はあくまで仮定

ケース	B社の属性 (議決権比率)	配当財産	投資当初から 現物配当を 予定	B社株式 簿価の按 分方法	借方	貸方
1①	完全子会社 (100%)	土地	×	簿価比	土地* 100 ※B社における適正な帳簿価額(100)	B社株式* 50 受取配当金 50 ※B社株式1,000×100/2,000=50
1②	関連会社 (20%)	土地 (分譲地の 現物配当)	×	時価比	土地* 40 ※時価(200)×配当割合(20%)=40	B社株式* 10 受取配当金 30 ※B社株式1,000×(200×20%) /4,000=10
2	完全子会社 (100%)	土地	○	時価比	土地 50	B社株式* 50 ※B社株式1,000×200/4,000=50
3	同上	売買目的有 価証券	×	—	有価証券* 200 ※時価(200)	受取配当金 200
4	同上	孫会社 (C社)株式	×	簿価比	C社株式 50	B社株式* 50 ※B社株式1,000×100/2,000=50
5①	同上	単独新設分 割設立会社 (C社)株式	—	簿価比	同上	同上
5②	同上	共同新設分 割設立会社 (C社)株式 (その他有 価証券)	—	時価比	C社株式* 200 ※時価(200) B社は会社分割で移転損益を認識 し、C社株式を時価200で計上して 現物配当が行われます。	B社株式* 50 受取配当金 150 ※B社株式1,000×200/4,000=50

5. 分割型会社分割で承継会社株式が現物配当される場合

これまで保有していた分割会社株式が実質的に引き換えられたものと見なし、現物配当直前の分割会社株式の帳簿価額を、合理的な方法により按分して、分割会社株式の帳簿価額を減少させますが、承継会社株式の計上額及び交換損益を認識するかどうかは<表2>の通りになると考えられます（事業分離会計基準第49項、50項）。

6. 株式移転で株式移転完全子会社が保有する自己株式に割り当てられた株式移転設立完全親会社株式を株式移転直後に現物配当する場合
株式移転により完全子会社が保有する自己株

式に割り当てられた完全親会社株式については時価が付され、完全子会社側では自己株式処分差損益が計上され、完全親会社側では時価で払込資本及び完全子会社株式が計上されます（「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第447-3項）。株式移転直後に完全親会社株式を現物配当する場合、完全親会社は割り当てた新株を自己株式として受け入れることとなるので、完全子会社の現物配当直前の適正な帳簿価額（＝株式移転日の時価）で自己株式を計上するとともに、同額を完全子会社株式の帳簿価額から減少させる会計処理が考えられます。

本誌2012年4月号（Vol.70）の会計情報レポート「平成24年3月期 決算上の留意事項」P.7左段L.12に、「セグメント情報で定性的情報として記載される「報告セグメントの概要」については、前期と当期の情報が同じであったとしても、様式上は、前期・当期の事項を、それぞれ記載することが求められている点に留意が必要です」と記載しています。この点について、実務上は前期と当期の情報が同じ場合には、当期のみの記載とすることも通常は許容されるものと考えられます。